

平成25年度決算に基づく 健全化判断比率等を公表します。

平成19年度決算から、法律により地方公共団体が財政の健全化を判断するための指標（実質公債費比率など4指標）と公営企業ごとの経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の公表が義務付けられました。

また、平成20年度決算からは、これらの各指標が一定基準以上になった場合、財政の早期健全化や再生を図るための計画の作成なども必要になりました。

そこで、魚沼市の平成25年度決算に基づくこれらの比率を次のとおり公表します。

※表中の「—」は、赤字額・不足額のないことを表しています。

	魚沼市		早期健全化基準	財政再生基準	概要
	24年度	25年度			
実質赤字比率	—	—	12.61	20.0	財政運営の深刻度を示します 福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の赤字の程度を指標化したもの。(魚沼市の普通会計の実質収支は黒字のため該当しません。)
連結実質赤字比率	—	—	17.61	30.0	市全体の財政運営の深刻度を示します 市の全会計の赤字や黒字を合算(連結)し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの。(魚沼市の全会計の実質収支は黒字のため該当しません。)
実質公債費比率	11.4	10.7	25.0	35.0	資金繰りの危険度を示します。 借入金の返済額(公債費)と、これに準ずる額の大きさを指標化したもの。
将来負担比率	43.5	36.1	350.0		将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します 一般会計の借入金(地方債)や将来的に支払う可能性のある負担等について、現時点での残高の程度を指標化したもの。
資金不足比率	—	—	経営健全化基準 20.0		経営状況の深刻度を示します 公営企業の資金不足(赤字)を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもの。(魚沼市の公営企業会計に資金不足は生じていないため該当しません。)

※各指標の基準を信号に例えると、

「早期健全化基準」・・・自主的な改善努力による財政健全化が必要な水準 ⇒ 「黄色信号」

「財政再生基準」・・・国などの関与による確実な再生が必要な水準 ⇒ 「赤信号」

魚沼市では、いずれの指標も基準を下回りました。しかし、実質公債費比率等については、年々低くなっていますが、より一層の債務の縮減を図り、持続可能な財政運営に努めていかなければなりません。